



急性毒性



別添2

健康有害(発がん性等)

平成28年6月1日から実施義務!!

化学物質

リスクアセスメント



SDS確認



ラベル表示

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質 による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が事業者の義務となります。

※ 安衛法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質。

事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務となります。

上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

リスクアセスメントの義務化 + ラベル表示義務対象の拡大

一定の危険有害性が確認された物質についてリスクアセスメントを義務化(平成26年6月25日改正法公布)

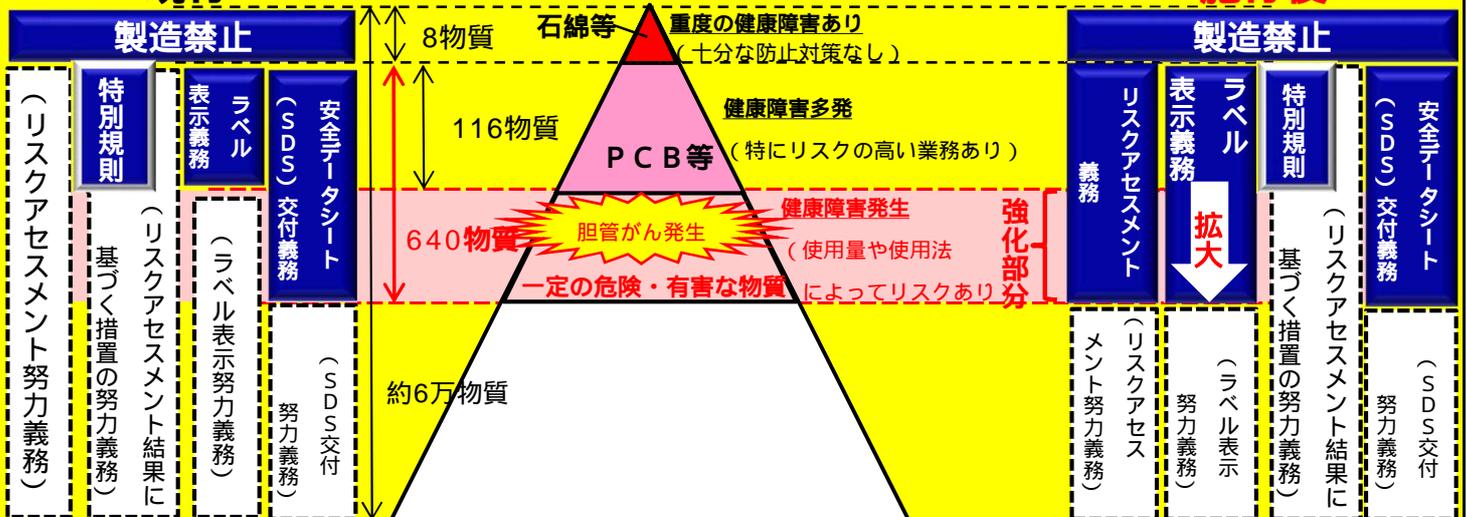
ラベル表示義務の対象を拡大(平成27年6月10日政令改正公布、平成27年6月23日改正省令公布)

ラベル表示義務の対象拡大に併せて、表示事項(義務)から「成分」を削除

(施行日: リスクアセス義務、ラベル表示義務ともに平成28年6月1日)

現行

施行後



【お問合せ】

宮崎労働局労働基準部健康安全課 0985-38-8835

宮崎労働基準監督署 0985-29-6000 延岡労働基準監督署 0982-34-3331

都城労働基準監督署 0986-23-0192 日南労働基準監督署 0987-23-5277

「化学物質リスク簡易評価法」（コントロールバンディング）をご活用ください！

「コントロール・バンディング」は、以下のウェブサイトから無料で利用できます。
安全データシート(SDS)をお手元にご用意いただければ、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

コントロール・バンディングの支援ツール 厚生労働省のホームページ内「職場のあんぜんサイト」に掲載

リスクアセスメント実施支援システム

簡便なリスクアセスメント

化学物質の健康有害性についての簡便なリスクアセスメント手法として、「コントロール・バンディング」があります。これは、ILOが、開発途上国の中小企業を対象に、有害性のある化学物質から労働者の健康を保護するために、簡単に実用的なリスクアセスメント手法を取り入れて開発した化学物質の管理手法です。

化学物質の有害性とばく露情報の組み合わせに基づいてリスクを評価し、必要な管理対策の区分（バンド）を示す方法です。これには、次のような特徴があります。

- ・労働者の化学物質へのばく露濃度を測定しなくても使用できる
- ・許容濃度等、化学物質のばく露限界値がなくても使用できる
- ・化学物質の有害情報は必要である

リスクアセスメント開始ボタン

以下の画面で、条件を選択し、必要な情報を入力すると、リスクレベルと、それに応じた実施すべき対策及び参考となる対策管理シートが得られます。
(注意事項) 対策管理シートはあくまで安全衛生対策の参考としていただく材料です。労働安全衛生法令によりばく露防止対策が規定されている場合は、それに沿った対策を実施することが必要です。

(これは、ILOが公表している「ILO International Chemical Control Toolkit」を元に翻訳、修正・追加したもので、厚生労働省の委託事業により平成22年度に中央労働災害防止協会が検証したものです。)

Original version of the International Chemical Control Toolkit Copyright © International Labour Organization. Japanese translation Copyright © 2012 Chemical Hazards Control Division, Ministry of Health, Labour and Welfare. The ILO shall not be responsible for the quality and accuracy of the translation.

画面に表示される条件を選択し、必要な情報を入力すると、リスクレベルと対策、参考となる対策管理シートが得られます。

(注) 労働安全衛生法令に対策が規定されている場合、当該対策を実施することが必要です。
より詳細な対策の検討には、詳細なリスクアセスメント等を実施する必要があります。

リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援



1. 相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメール等で相談を受付

SDSやラベルの作成、リスクアセスメント（「化学物質リスク簡易評価法」の使い方等）について

「化学物質リスク簡易評価法」の支援サービス

センターが入力を支援し、評価結果をメール等で通知



入力を支援



2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

相談窓口における相談の結果、事業場の要望に応じて専門家を派遣、リスクアセスメントの実施を支援

平成28年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業」

【委託先】テクノヒル(株) 化学物質管理部門 (東京都中央区日本橋蛸殻町2-5-3サンホリビル4F)

: 050 - 5577 - 4862

E-mail: chemical@technohill.co.jp

FAX: 03 - 5642 - 6145

URL: http://www.technohill.co.jp/